

# 災害廃棄物処理対策マニュアル

## 市町策定用モデル

平成31年1月

愛媛県

# 災害廃棄物処理対策マニュアル 市町策定用モデル 目次

## はじめに

|   |    |
|---|----|
| 1 災害廃棄物処理対策マニュアル市町策定用モデルの目的 .....                   | 1  |
| 2 構成について .....                                      | 2  |
| 3 活用方法 .....  | 3  |
| 第1章 各担当の役割 .....                                    | 4  |
| 1 各担当の役割 .....                                      | 4  |
| 2 初動対応で実施する業務と担当者 .....                             | 5  |
| 第2章 災害廃棄物処理対策の初動対応 .....                            | 9  |
| 1 災害廃棄物処理体制の確立 .....                                | 9  |
| 1-1 災害廃棄物処理組織の立ち上げ .....                            | 9  |
| 1-2 各機関との連絡手段の確保 .....                              | 9  |
| 1-3 住民向け相談窓口の開設 .....                               | 10 |
| 1-4 ボランティア窓口との調整 .....                              | 10 |
| 2 被災状況の把握 .....                                     | 11 |
| 2-1 市町内の被害状況の収集（人的被害、建物被害、道路、仮置場候補地、廃棄物処理施設等） ..... | 11 |
| 2-2 廃棄物関連業者、協定締結団体等の状況確認 .....                      | 12 |
| 2-3 処理施設被害状況を県に報告 .....                             | 12 |
| 3 早期対応が必要な廃棄物への対応 .....                             | 13 |
| 3-1 し尿処理 .....                                      | 13 |
| 3-2 生活ごみ .....                                      | 17 |
| 3-3 片づけごみ（災害廃棄物）の収集運搬 .....                         | 20 |
| 4 処理方針の検討・決定 .....                                  | 24 |
| 4-1 災害廃棄物発生量の推計 .....                               | 24 |
| 4-2 市町内施設の処理能力確認 .....                              | 24 |
| 4-3 協定締結団体、民間事業者への応援要請（処理について） .....                | 24 |
| 4-4 広域処理 .....                                      | 25 |
| 4-5 処分方法の選定 .....                                   | 25 |
| 4-6 仮置場の必要面積算出 .....                                | 26 |
| 5 仮置場の確保（一次仮置場） .....                               | 28 |
| 5-1 仮置場候補地の選択 .....                                 | 28 |
| 5-2 仮置場での分別方針決定 .....                               | 28 |
| 5-3 仮置場内の配置決定 .....                                 | 29 |
| 5-4 必要資機材の確保 .....                                  | 29 |

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 5-5 運営管理体制の確立.....              | 30 |
| 5-6 仮置場管理の外部委託.....             | 31 |
| 5-7 周辺住民への説明.....               | 32 |
| 5-8 (設置後に継続的に実施) 仮置場追加等の検討..... | 32 |
| 第3章 初動対応後の主な業務.....             | 33 |
| 1 災害廃棄物処理実行計画の策定と実行.....        | 33 |
| 1-1 仮置場の整理と報告.....              | 33 |
| 1-2 市町内施設の処理能力確認.....           | 34 |
| 1-3 民間事業者への協力要請.....            | 34 |
| 1-4 広域処理.....                   | 34 |
| 1-5 処分方法の選定.....                | 34 |
| 1-6 基本方針の作成、協議.....             | 34 |
| 1-7 災害廃棄物処理実行計画の作成.....         | 35 |
| 1-8 関係機関への周知、共有.....            | 35 |
| 1-9 計画の見直し指示.....               | 35 |
| 2 損壊家屋等の解体撤去.....               | 36 |
| 2-1 制度の確認等.....                 | 36 |
| 2-2 家屋解体申請受付.....               | 36 |
| 2-3 現地調査.....                   | 37 |
| 2-4 解体工事発注.....                 | 37 |
| 2-5 現場監理.....                   | 38 |
| 2-6 完了確認.....                   | 38 |
| 2-7 補助金申請対応.....                | 38 |

#### 資料編

- 1 様式
- 2 参考資料

#### 調査編

- 1 災害廃棄物処理に関する愛媛県内市町アンケート調査結果

廃棄物処理対策マニュアル 市町策定用モデル 様式一覧

| 様式<br>No.          | 資料名                      | ページ  |
|--------------------|--------------------------|------|
| <b>【平常時（災害予防）】</b> |                          |      |
| 01                 | 災害廃棄物処理経験者リスト            | 様-1  |
| 02                 | 災害廃棄物処理に係る組織体制と連絡体制      | 様-2  |
| 03                 | 民間事業者との支援協定              | 様-3  |
| 04                 | 仮置場候補地リスト                | 様-6  |
| 05                 | 災害廃棄物発生量等の推計方法           | 様-10 |
| <b>【応急対応時】</b>     |                          |      |
| 06                 | 災害廃棄物処理実行計画              | 様-11 |
| 07                 | 災害廃棄物処理実行計画（概要版）         | 様-22 |
| 08                 | 住民、ボランティア向けチラシ           | 様-23 |
| 09                 | 片づけごみ住民向け周知放送原稿          | 様-25 |
| 10                 | 災害等廃棄物及び廃棄物処理施設の被害状況     | 様-26 |
| 11                 | 廃棄物関連事業者、協定締結団体等一覧及び被害状況 | 様-28 |
| 12                 | 応援要請文書（市町等あて）            | 様-30 |
| 13                 | 応援要請文書（県あて）              | 様-34 |
| 14                 | 広域処理に係る基本協定書             | 様-35 |
| 15                 | 広域処理に係る契約書               | 様-37 |
| 16                 | 廃棄物処理法に基づく通知文書           | 様-43 |
| 17                 | 仮設トイレ使用方法チラシ             | 様-44 |
| 18                 | 被災便槽汲み取りの住民向け周知文例        | 様-46 |
| 19                 | 避難所ごみ分別チラシ               | 様-47 |
| 20                 | ごみ収集の住民向け周知文例            | 様-48 |
| 21                 | 片づけごみ収集運搬契約書例            | 様-49 |
| 22                 | 片づけごみ処分契約書例              | 様-52 |
| 23                 | 仮置場運営管理契約書例              | 様-57 |
| 24                 | 仮置場設置についての住民説明資料         | 様-69 |
| 25                 | 仮置場用地に関する応援要請            | 様-71 |
| 26                 | 仮置場報告様式                  | 様-72 |
| <b>【復旧・復興時】</b>    |                          |      |
| 27                 | 家屋解体受付コールセンター設置契約書例      | 様-73 |
| 28                 | 家屋解体の住民向け周知文例            | 様-91 |

災害廃棄物処理対策マニュアル 市町策定用モデル 参考資料一覧(1)

| 資料<br>No. | 資料名                        | ページ   |
|-----------|----------------------------|-------|
| 01        | 平成 30 年 7 月豪雨の際の人員配置事例     | 参 -1  |
| 02        | 仮設トイレ必要基数計算方法              | 参 -2  |
| 03        | 仮設トイレの種類                   | 参 -3  |
| 04        | し尿収集必要量計算方法                | 参 -5  |
| 05        | 平成 30 年 7 月豪雨の際の応援要請文書（し尿） | 参 -6  |
| 06        | 県が締結している災害関連協定             | 参 -8  |
| 07        | 避難所ごみ量推計方法                 | 参 -11 |
| 08        | 腐敗性廃棄物の処理                  | 参 -12 |
| 09        | 有害・危険物の処理                  | 参 -13 |
| 10        | 防じんマスクについて                 | 参 -14 |
| 11        | 災害廃棄物量推計方法                 | 参 -15 |
| 12        | 施設処理可能量算出方法                | 参 -16 |
| 13        | 処分方法の例                     | 参 -17 |
| 14        | 災害廃棄物補助金に関する留意事項           | 参 -18 |
| 15        | 一般廃棄物処理施設設置手続き一覧           | 参 -25 |
| 16        | 仮置場候補地の選定指針                | 参 -26 |
| 17        | 仮置場面積算出方法                  | 参 -31 |
| 18        | 災害廃棄物の比重一覧                 | 参 -22 |
| 19        | 平成 30 年 7 月豪雨の際の分別、処理フロー事例 | 参 -37 |
| 20        | 仮置場の配置事例                   | 参 -38 |
| 21        | 仮置場の必要資機材                  | 参 -41 |
| 22        | 仮置場管理の必要人員                 | 参 -42 |
| 23        | 仮置き場管理の注意事項                | 参 -43 |
| 24        | 災害廃棄物処理実行計画の記載事項           | 参 -45 |
| 25        | 災害廃棄物処理実行計画の例              | 参 -46 |
| 26        | 損壊家屋の解体撤去手続（モデル）           | 参 -59 |
| 27        | 建築物のアスベストについて              | 参 -60 |

災害廃棄物処理対策マニュアル 市町策定用モデル 参考資料一覧(2)

| 資料<br>No. | 資料名   | ページ   |
|-----------|---|-------|
| 28        | 平成 30 年 7 月豪雨における通知等  | 参-70  |
| 28-1      | 平成 30 年台風第 7 号及び前線等により発生した災害<br>廃棄物対策について   | 参-71  |
| 28-2      | 災害廃棄物の適正処理について  | 参-96  |
| 28-3      | 大規模災害により被災した自動車の処理について  | 参-113 |
| 28-4      | 災害廃棄物の市町外処理について   | 参-119 |
| 28-5      | 生活ごみの排出について   | 参-123 |
| 28-6      | 生活ごみの回収について   | 参-124 |
| 28-7      | 被災した業務用冷凍空調機器のフロン類対策について  | 参-127 |
| 28-8      | 平成 30 年 7 月豪雨災害により被災した家電リサイクル<br>法対象品目の処理（冷蔵庫）について  | 参-129 |
| 28-9      | 「災害時の建設リサイクルの留意点」の送付について  | 参-130 |
| 28-10     | 平成 30 年 7 月豪雨に係る建設リサイクル法第 9 条及<br>び第 11 条の取扱いについて   | 参-163 |
| 28-11     | 平成 30 年台風第 12 号により災害廃棄物が発生した場<br>合の処理に係る初動時の対応及び平成 30 年 7 月豪雨に<br>より発生した災害廃棄物の飛散・流出の防止に関する<br>事前対策の徹底について | 参-171 |
| 28-12     | 市町から一般社団法人えひめ産業廃棄物協会への支援<br>要請（業務委託）の方法について   | 参-179 |
| 28-13     | 平成 30 年 7 月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業にお<br>いて、既に所有者等によって全壊家屋等や宅地内土砂<br>混じりがれきの撤去を行った場合の費用償還に関する<br>手続きについて           | 参-183 |
| 28-14     | 平成 30 年 7 月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業にお<br>いて、既に所有者等によって全壊家屋等や宅地内土砂混<br>じりがれきの撤去を行った場合の費用償還に関する手<br>続きについて（注意事項の改定）  | 参-189 |
| 28-15     | 平成 30 年 7 月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業にお<br>いて、被災市町村が損壊家屋等の解体・撤去を行う場<br>合の留意事項について                                    | 参-194 |
| 28-16     | 公共土木施設及び宅地の堆積土砂等撤去の取扱につ<br>いて   | 参-197 |

災害廃棄物処理対策マニュアル 市町策定用モデル 参考資料一覧(3)

| 資料<br>No. | 資料名  | ページ   |
|-----------|--|-------|
| 28-17     | 損壊家屋の解体等に伴う解体ごみの適正処理について   | 参-203 |
| 28-18     | 災害廃棄物収集運搬車両に係る高速道路料金の減免について  | 参-206 |
| 28-19     | 災害廃棄物収集運搬車両に係る高速道路料金の減免について  | 参-211 |
| 28-20     | 平成30年7月豪雨に伴う災害救助のために使用する車両の取扱について  | 参-213 |
| 28-21     | 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条の規定による行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置の適用について | 参-215 |
| 28-22     | 被災状況及び廃棄物の処理状況等の記録について   | 参-220 |
| 28-23     | 平成30年7月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業の補助対象拡充について  | 参-223 |
| 28-24     | 平成30年7月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業の実施について平成30年7月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて                | 参-236 |
| 28-25     | 廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について  | 参-250 |
| 28-26     | 平成30年7月豪雨により被災した施設に係る災害復旧事業の実地調査の取扱いについて（環境省所管補助施設）                        | 参-259 |





# はじめに

## 1 災害廃棄物処理対策マニュアル市町策定用モデルの目的

市町における災害廃棄物処理計画（以下「市町処理計画」という。）の策定が円滑に行われるよう、県では、平成 28 年 4 月に「市町災害廃棄物処理計画策定ガイドライン」を作成公表しており、市町処理計画には、廃棄物の処理方法や処理手順等の基本的事項を盛り込むことを示しています。

一方で、今後想定される大規模地震等の発災時には他の部署や自治体からの応援職員が業務を行うことも想定されること、および平成 30 年 7 月豪雨の際には仮置場の設置等で一部混乱も見られたことから、特に初動対応について市町処理計画に記載された基本的事項を具体的な行動内容に結びつけて、必要となる対応を誰もが容易に把握し活用できるような「災害廃棄物処理対策マニュアル」として明確にしておくことが必要です。

本マニュアルモデルは、災害廃棄物処理対策マニュアルのモデルを示すことで、各市町におけるマニュアル策定が円滑かつ早期に行われることを目的としています。

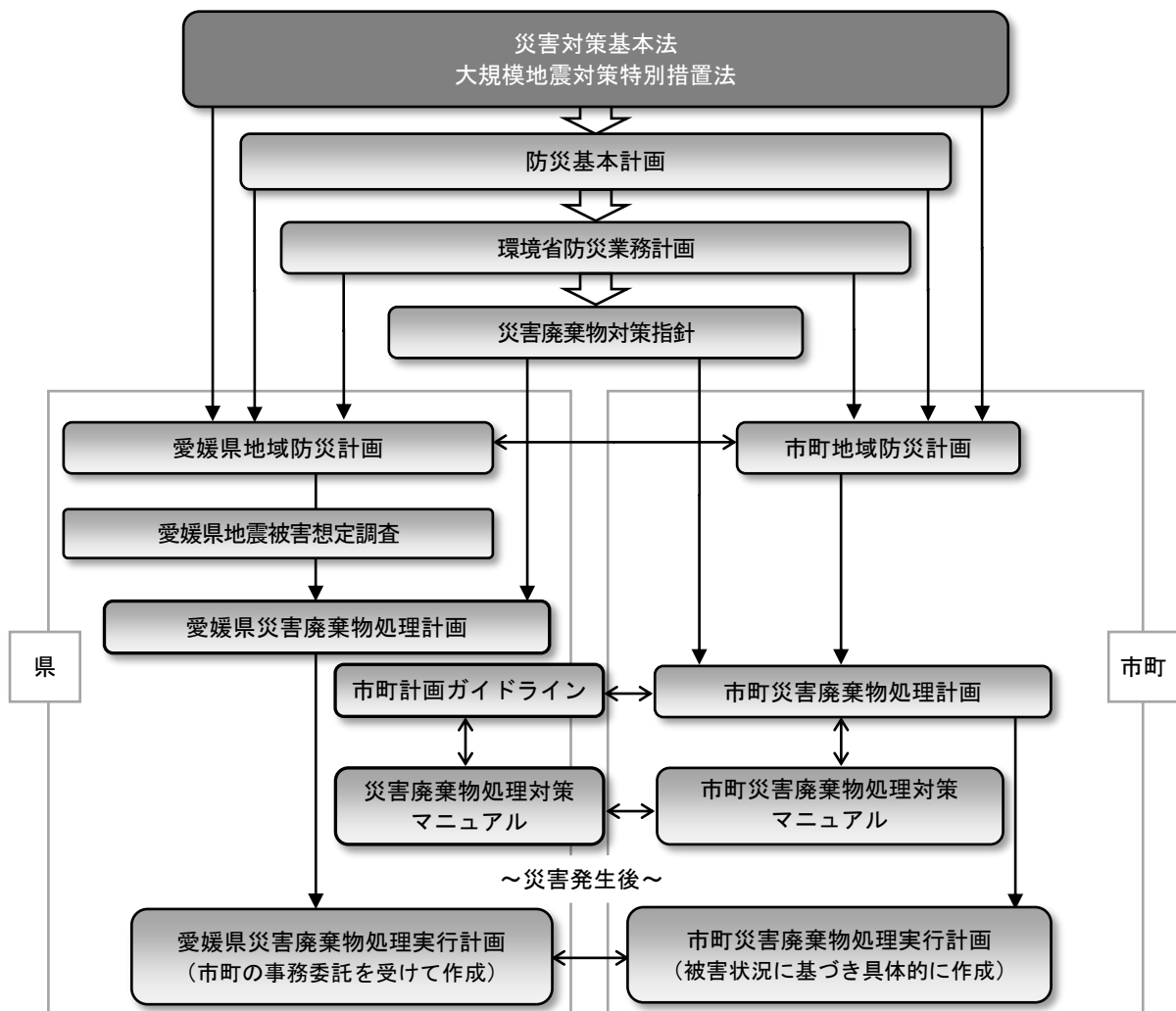
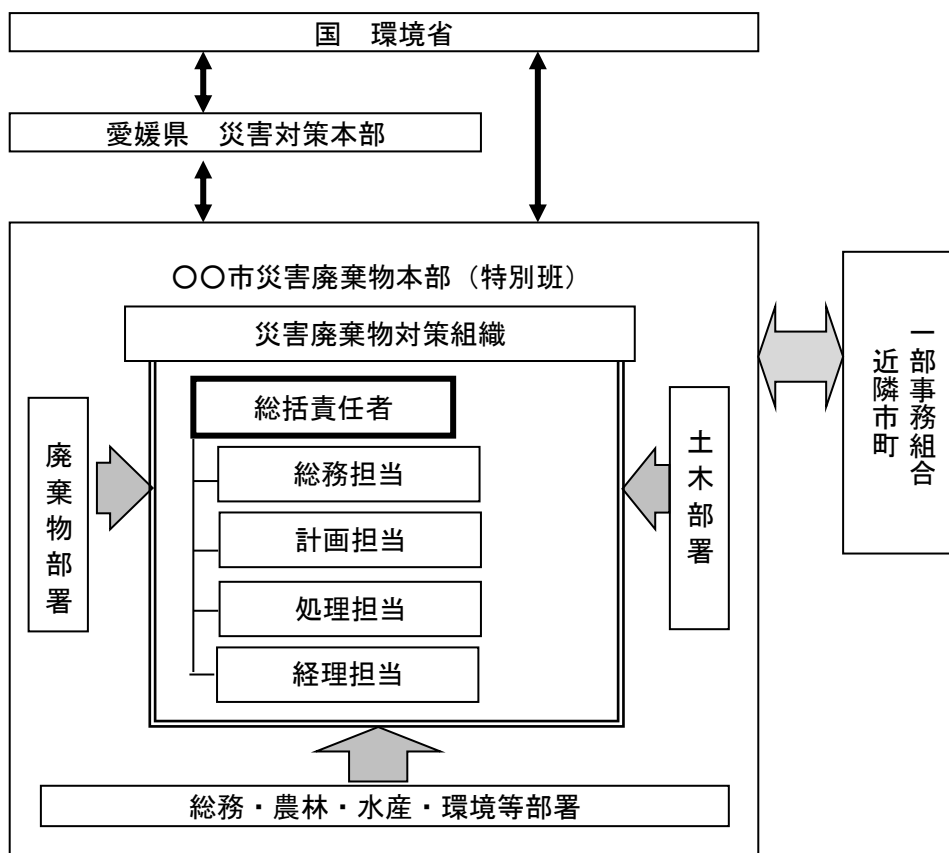


図 1 災害廃棄物処理対策マニュアルの位置付け

## 2 構成について

災害時には各市町の災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物対策組織が設置されることとなりますが、市町災害廃棄物処理計画策定ガイドラインにおいては、その例を図2のとおりに示しています。本マニュアルでは、災害廃棄物対策組織における各担当（総括責任者、総務担当、計画担当、処理担当、経理担当）が実施すべき業務の手順を対応が必要になる時期の目安とともに整理し、併せて必要となる様式等を例示します。

本マニュアルで主に対象としているのは、迅速な対応が要求される仮置場への災害廃棄物搬入開始までであり、第2章に整理していますが、その後の時期で必要になる一部の業務についても第3章に整理しています。



出典：災害廃棄物分別・処理実務マニュアル（一般社団法人廃棄物資源循環学会、平成 24 年 5 月）

に加筆

図2 災害廃棄物対策組織の例

### 3 活用方法

「第1章 各担当の役割」以降について、各市町の組織体制等に応じて修正を加えることで災害廃棄物処理対策マニュアルを作成してください。なお、発災時の組織体制、情報収集先、ごみ発生量推計、ごみ分別処分方法、仮置場候補地など記載事項の一部は市町の災害廃棄物処理計画で定められていることを前提としていますので、事前に災害廃棄物処理計画を策定してください。

また、本マニュアルで想定している災害は、県の災害廃棄物処理計画と同じく南海トラフ巨大地震（津波）ですが、災害廃棄物処理に共通する事項については平成30年7月豪雨の経験も一部踏まえています。

各市町においては、マニュアル策定後も、人事異動等や新たに得られた知見など状況の変化に応じて常に最新の情報となるよう、随時見直しを行ってください。

#### 【市町マニュアル作成にあたって】

マニュアル作成のための作業箇所（事前に整理する情報など）を、この囲みと同様に示していますので、市町で作成する場合の参考として下さい。

#### 【第2章と第3章における資料について】

##### ・（参考資料）

災害対応時に役立つ資料を（参考資料）として記載しています。

##### ・（様式例）

事前に整理する情報の様式や、発災時の配布資料、連絡様式等を記載しています。

##### ・（参照）

事前に各市町の災害廃棄物処理計画において整理、作成される情報を示しています。マニュアルには含みませんので別途災害廃棄物処理計画を作成して下さい。

# 第1章 各担当の役割

## 1 各担当の役割

各担当の主な役割は、概ね表1のとおりとします。なお、例えば、計画担当の役割としている仮置場の選定について、関係機関調整は総務担当が行うなど、実際には各担当間で連携し対応します。また、計画担当は災害廃棄物対応の方向性を検討するキーパーソンになるので、窓口対応等から除外するなど業務時間確保に特に配慮します。

表1 災害廃棄物対策における担当と役割

| 担当                                  | 主な役割                                    |
|-------------------------------------|---|
| 総括責任者<br>(例)<br>正：課長<br>副：課長補佐      | 職員の安全確保                                 |
|                                     | 市町全体の被害情報把握                             |
|                                     | 災害廃棄物対策組織の設置、運営                         |
|                                     | 災害廃棄物処理対策の総括、進行管理、全体の状況把握               |
| 総務担当<br>(例)<br>正：課長補佐<br>副：担当者A(窓口) | 関係機関との連絡体制確保、調整                         |
|                                     | 人員確保、労務管理                               |
|                                     | 住民等窓口、広報(し尿、ごみ、災害廃棄物、家屋撤去、問い合わせ、ボランティア) |
| 計画担当<br>(例)<br>正：係長<br>副：課長補佐       | 廃棄物施設関係の被害状況調査                          |
|                                     | 災害廃棄物処理実行計画作成                           |
|                                     | 仮設トイレ計画作成                               |
|                                     | 生活ごみ計画作成                                |
|                                     | 仮置場選定                                   |
|                                     | 資機材調達、仮置場の設置                            |
| 処理担当<br>(例)<br>正：担当者B<br>副：応援職員等    | 処理方法検討                                  |
|                                     | 委託業者等への作業指示                             |
|                                     | 処理進捗管理                                  |
|                                     | 仮置場の運営                                  |
|                                     | 仮置場での搬入分別指導                             |
|                                     | 家屋撤去事業の運営                               |
| 経理担当<br>(例)<br>正：担当者A               | 資金管理                                    |
|                                     | 契約事務                                    |
|                                     | 補助金事務                                   |

※人員の例示は、課長、課長補佐、係長、担当者2名、応援職員を想定

### 【市町マニュアル作成にあたって】

例示を参考に、各市町の組織体制に合わせて各担当の名称、役割を変更して下さい。

## 2 初動対応で実施する業務と担当者

発災後は複数の業務が錯綜しますが、その中でも優先度が高く初動対応とその後を実施する業務について、表2から表4に実施順、担当者ごとに整理し、業務の全体の流れを示しています。

各業務の具体的な手順等は、「第2章 災害廃棄物処理対策の初動対応」以降に示しています。

【市町マニュアル作成にあたって】  
各市町の組織体制に合わせて各担当の名称、分担を変更して下さい。

表2 各担当の対応業務と実施の目安時間（初動対応全体）

| 対応する業務   |                    | 目安時間               | 担当者                 |               |           |                                    |                                    |                                    |                                 |                             |                              |   |                            |                              |                                      |                                     |                                    |                                    |  |
|----------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------|-----------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------|------------------------------|---|----------------------------|------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--|
|          |                    |                    | 総括責任者               |               |           | 総務担当                               |                                    |                                    | 計画担当                            |                             |                              | 処理担当  |                            |                              | 経理担当                                 |                                     |                                    |                                    |  |
| 第2章<br>1 | 災害廃棄物処理体制の確立       | 発災後すぐ              | 1-1<br>災害廃棄物対策組織の立上 |               |           |                                    |                                    |                                    |                                 |                             |                              |   |                            |                              |                                      |                                     |                                    |                                    |  |
|          |                    |                    |                     |               |           | 1-2<br>各機関との連絡手段の確保                |                                    |                                    |                                 |                             |                              |   |                            |                              |                                      |                                     |                                    |                                    |  |
|          |                    |                    | 1-3<br>住民向け相談窓口の開設  |               |           | 1-3<br>住民向け相談窓口の開設                 |                                    |                                    |                                 |                             |                              |   |                            |                              |                                      |                                     |                                    |                                    |  |
|          |                    |                    |                     |               |           | 1-4<br>ボランティア窓口との調整                |                                    |                                    |                                 |                             |                              |   |                            |                              |                                      |                                     |                                    |                                    |  |
| 第2章<br>2 | 被災状況の把握            | 発災直後から<br>24時間以内まで | 2-1<br>市町内の被害状況を収集  |               |           |                                    |                                    |                                    | 2-1<br>市町内の被害状況を収集              |                             |                              | 発災から<br>片づけごみ発生までに表3の<br>第2章4処理方針の検討・決定<br>第2章5仮置場の確保（一次仮置場）<br>を実施 |                            |                              |                                      |                                     |                                    |                                    |  |
|          |                    |                    |                     |               |           |                                    |                                    |                                    | 2-2<br>廃棄物関連業者、協定締結団体<br>等の状況確認 |                             |                              |   |                            |                              |                                      |                                     |                                    |                                    |  |
|          |                    |                    |                     |               |           | 2-3<br>処理施設被害状況を県報告                |                                    |                                    |                                 |                             |                              |   |                            |                              |                                      |                                     |                                    |                                    |  |
| 第2章<br>3 | 早期対応が必要な<br>廃棄物の対応 | 発災直後から<br>数日以内まで   | し尿                  | 生活<br>ごみ      | 片づけ<br>ごみ | し尿                                 | 生活<br>ごみ                           | 片づけ<br>ごみ                          | し尿                              | 生活<br>ごみ                    | 片づけ<br>ごみ                    | し尿  | 生活<br>ごみ                   | 片づけ<br>ごみ                    | し尿                                   | 生活<br>ごみ                            | 片づけ<br>ごみ                          |                                    |  |
|          |                    |                    |                     |               |           |                                    |                                    | 3-3-1<br>仮置場と<br>処分先の<br>確保        | 3-1-1<br>仮設トイ<br>レの設置           | 3-2-1<br>生活ごみ<br>発生量の<br>推計 | 3-3-1<br>仮置場と<br>処分先の<br>確保  | 3-1-1<br>仮設トイ<br>レの設置   |                            | 3-3-1<br>仮置場と<br>処分先の<br>確保  | 3-1-1<br>仮設トイ<br>レの設置                |                                     | 3-3-1<br>仮置場と<br>処分先の<br>確保        |                                    |  |
|          |                    |                    |                     |               |           |                                    |                                    |                                    |                                 | 3-1-2<br>し尿処理<br>体制の確<br>立  | 3-2-2<br>生活ごみ<br>処理体制<br>の確立 | 3-3-2<br>片づけご<br>み収集運<br>搬体制の<br>確立                                 | 3-1-2<br>し尿処理<br>体制の確<br>立 | 3-2-2<br>生活ごみ<br>処理体制<br>の確立 | 3-3-2<br>片づけご<br>み収集運<br>搬体制の<br>確立  |                                     |                                    |                                    |  |
|          |                    |                    |                     |               |           | 3-1-3<br>協定締結<br>団体等へ<br>の応援要<br>請 | 3-2-3<br>協定締結<br>団体等へ<br>の応援要<br>請 | 3-3-3<br>協定締結<br>団体等へ<br>の応援要<br>請 |                                 |                             |                              |   |                            |                              |                                      | 3-1-3<br>協定締結<br>団体等へ<br>の応援要<br>請  | 3-2-3<br>協定締結<br>団体等へ<br>の応援要<br>請 | 3-3-3<br>協定締結<br>団体等へ<br>の応援要<br>請 |  |
|          |                    |                    | 3-1-4<br>広域処理       | 3-2-4<br>広域処理 |           | 3-1-4<br>広域処理                      | 3-2-4<br>広域処理                      |                                    |                                 |                             |                              |   |                            |                              |                                      |                                     |                                    |                                    |  |
|          |                    |                    |                     |               |           | 3-1-5<br>住民等へ<br>の周知               | 3-2-5<br>住民等へ<br>の周知               | 3-3-4<br>住民等へ<br>の周知               |                                 |                             |                              |   |                            |                              |                                      |                                     |                                    |                                    |  |
|          |                    |                    |                     |               |           |                                    |                                    |                                    |                                 |                             |                              |   |                            |                              | 3-2-6<br>悪臭、害<br>虫、危険物<br>対策等の<br>実施 | 3-3-5<br>悪臭、害<br>虫、危険物<br>対策の実<br>施 |                                    |                                    |  |

表3 各担当の対応業務と実施の日安時間（仮置場関係）

| 対応する業務   |               | 目安時間  | 担当者               |                           |                    |                  |                   |
|----------|---------------|---|-------------------|---------------------------|--------------------|------------------|-------------------|
|          |               |   | 総括責任者             | 総務担当                      | 計画担当               | 処理担当             | 経理担当              |
| 第2章<br>4 | 処理方針の検討・決定    | 発災(または発生が想定された時点)から片づけごみ発生前まで<br><br>状況により仮置場の運用開始後 |                   |                           | 4-1<br>災害廃棄物発生量の推計 |                  |                   |
|          |               |   |                   | 4-2<br>市町内施設の処理能力確認       |                    |                  |                   |
|          |               |   |                   | 4-3<br>協定締結団体、民間事業者への応援要請 |                    |                  |                   |
|          |               |   | 4-4<br>広域処理       | 4-4<br>広域処理               |                    |                  |                   |
|          |               |   |                   |                           | 4-5<br>処分方法の選定     |                  |                   |
|          |               |   |                   |                           | 4-6<br>仮置場の必要面積算出  | →                |                   |
| 第2章<br>5 | 仮置場の確保(一次仮置場) | 仮置場の運用開始後   | 5-1<br>仮置場候補地の選択  |                           | 5-1<br>仮置場候補地の選択   |                  |                   |
|          |               |   |                   |                           | 5-2<br>仮置場での分別方針決定 |                  |                   |
|          |               |   |                   |                           | 5-3<br>仮置場内の配置決定   |                  |                   |
|          |               |   |                   | 5-4<br>必要資機材の確保           | 5-4<br>必要資機材の確保    |                  | 5-4<br>必要資機材の確保   |
|          |               |   |                   | 5-5<br>運営管理体制の確立          | 5-5<br>運営管理体制の確立   | 5-5<br>運営管理体制の確立 |                   |
|          |               |   | 5-6<br>仮置場管理の外部委託 | 5-6<br>仮置場管理の外部委託         | 5-6<br>仮置場管理の外部委託  |                  | 5-6<br>仮置場管理の外部委託 |
|          |               |   |                   | 5-7<br>周辺住民への説明           |                    | →                |                   |
|          |               |   |                   |                           | 5-8<br>仮置場追加等の検討   |                  | 5-8<br>仮置場追加等の検討  |

(表2) 第2章 3 早期対応が必要な廃棄物の対応(片づけごみ)

表4 各担当の対応業務と実施の目安時間（初動対応後）

| 初動対応で実施する業務 |                   | 目安時間    | 担当者              |                     |                       |                  |                |
|-------------|-------------------|---------|------------------|---------------------|-----------------------|------------------|----------------|
|             |                   |         | 総括責任者            | 総務担当                | 計画担当                  | 処理担当             | 経理担当           |
| 第3章<br>1    | 災害廃棄物処理実行計画の策定と実行 | 1週間～1か月 | 1-1<br>仮置場の整理と報告 | 1-1<br>仮置場の整理と報告    | 1-1<br>仮置場の整理と報告      | 1-1<br>仮置場の整理と報告 |                |
|             |                   |         |                  | 1-2<br>市町内施設の処理能力確認 |                       |                  |                |
|             |                   |         |                  | 1-3<br>民間事業者への応援要請  |                       |                  |                |
|             |                   |         |                  | 1-4<br>広域処理         |                       |                  |                |
|             |                   |         |                  |                     | 1-5<br>処分方法の選定        |                  |                |
|             |                   |         |                  | 1-6<br>基本計画の作成、協議   | 1-6<br>基本計画の作成、協議     |                  |                |
|             |                   |         |                  |                     | 1-7<br>災害廃棄物処理実行計画の作成 |                  |                |
|             |                   |         |                  | 1-8<br>関係機関への周知、共有  |                       |                  |                |
|             |                   | 1か月～    | 1-9<br>計画の見直し指示  |                     |                       |                  |                |
| 第3章<br>2    | 損壊家屋等の解体撤去        | 1～2か月   | 2-1<br>制度の確認等    | 2-1<br>制度の確認等       |                       |                  | 2-1<br>制度の確認等  |
|             |                   |         |                  | 2-2<br>家屋解体申請受付     |                       |                  |                |
|             |                   |         |                  |                     | 2-3<br>現地調査           | 2-3<br>現地調査      |                |
|             |                   | 2か月～    |                  |                     | 2-4<br>解体工事発注         |                  | 2-4<br>解体工事発注  |
|             |                   |         |                  |                     |                       | 2-5<br>現場監理      |                |
|             |                   |         |                  |                     |                       | 2-6<br>完了確認      |                |
|             |                   |         |                  |                     |                       |                  | 2-7<br>補助金申請対応 |



## 第2章 災害廃棄物処理対策の初動対応

### 1 災害廃棄物処理体制の確立

#### 1-1 災害廃棄物対策組織の立ち上げ

##### 総括責任者

(1) 災害対応の開始指示、人員配置の検討

- ◆ (参照) 市町災害廃棄物処理計画による組織図
- ◆ (様式例) 01 災害廃棄物処理経験者リスト (様-1 ページ)
- ◆ (参考資料) 01 平成 30 年 7 月豪雨の際の人員配置事例 (参-1 ページ)

##### 【市町マニュアル作成にあたって】

様式例 01 には、過去に災害廃棄物処理を経験した職員について記載して下さい。また、人事異動に対応するため随時見直して下さい。

- ・被災家屋等の片づけが始まり、災害廃棄物が出てくるとその対応に追われ突然多忙となる。また、それまでの間に仮置場や分別方法の確認等を進める必要があるため、人員配置を検討する際には注意する。
- ・災害規模が大きくなるほど関係機関との連絡調整が必要になるので、状況に応じて連絡要員として対策会議等に県職員等の出席を求める。

#### 1-2 各機関との連絡手段の確保

##### 総務担当

(1) 連絡手段の確保

- ・非常時の連絡体制を活用し、電話、ファクシミリ、電子メール等の連絡手段を確保する。

- ◆ (参照) 市町災害廃棄物処理計画により整理した情報収集先

◆ (様式例) 02 災害廃棄物処理に係る組織と連絡体制 (様-2 ページ)

### 1-3 住民向け相談窓口の開設

#### 総務担当

##### (1) 窓口設置

- ・ 発災直後から、災害廃棄物、し尿、生活ごみ、貴重品、建物解体、有害物質流出などについて情報が寄せられる場合に備え、当面の窓口を設置する。災害対策本部で設置する場合もあるので確認する。

#### 総括責任者

##### (2) 寄せられた情報を整理し、各業務の担当者に振り分ける。

### 1-4 ボランティア窓口との調整

#### 総務担当

##### (1) 窓口設置等

- ・ ボランティア受入担当課等と、受け入れ体制、依頼業務の調整を行う。
- ・ 仮置場内での管理作業や荷下ろし補助等は、重機作業も多く重大事故になりやすいので依頼を避ける。

##### (2) ボランティア向け周知

- ・ 被災家屋の片づけに従事する場合に備え、災害廃棄物に関するボランティア向け注意事項を、窓口、チラシ、インターネット、マスコミ、広報誌、掲示等で周知する。

◆ (様式例) 08 住民、ボランティア向けチラシ (様-23 ページ)

## 2 被災状況の把握

### 2-1 市町内の被害状況の収集（人的被害、建物被害、道路、仮置場候補地、廃棄物処理施設等）

#### 総括責任者

- （1）職員の安否状況を把握
- （2）市町災害対策本部経由で被害情報を把握
  - ・災害規模、避難所、避難者数、建物被害数、道路被害、電気、上下水道の状況、危険物・有害物保管施設の状況等

#### 計画担当

- （3）廃棄物関連施設の状況確認
  - ・施設等に直接連絡して被害状況を確認する。必要に応じて現地確認。
  - ・ごみ処理施設 →施設被害の程度（処理可否）、周辺状況（搬入可否）
  - ・し尿処理施設 →施設被害の程度（処理可否）、周辺状況（搬入可否）

◆ (様式例) 10 災害等廃棄物及び廃棄物処理施設の被害状況 (様-26 ページ)

#### 【市町マニュアル作成にあたって】

様式例 03 には、各市町で通常処理を行っている施設について記載して下さい。

### 2-2 廃棄物関連業者、協定締結団体等の状況確認

### 計画担当

(1) 通常時に委託している業者の状況確認

- ・し尿収集、ごみ収集及び処理の委託業者に、直接連絡や現地調査により、人的被害、施設被害（収集車両等の被害状況、業務対応可否）を確認する。

(2) 協定締結団体等の状況確認

- ・廃棄物関連の協定締結団体があれば、協定内容と被害の状況を確認する。

◆ (様式例) 11 廃棄物関連事業者、協定締結団体等一覧及び被害状況 (様-28 ページ)

#### 【市町マニュアル作成にあたって】

- ・様式例 04 には、通常時に委託している業者及び、協定がある場合の相手方について記載して下さい。県が協定を結んでいる業者については様式に記載済みです。

## 2-3 処理施設被害状況を県に報告

### 総務担当

(1) 廃棄物等処理施設の被害状況を県に報告する。

◆ (様式例) 10 災害等廃棄物及び廃棄物処理施設の被害状況 (様-26 ページ)

◆ (様式例) 11 廃棄物関連事業者、協定締結団体等一覧及び被害状況 (様-28 ページ)

## 3 早期対応が必要な廃棄物への対応（し尿）

### 3-1 し尿処理

- ・仮設トイレの設置や借上げは災害救助法、汲み取り費用は災害廃棄物処理事業補助の対象となる。他課との業務分担や、業者と契約する際、住民への汲み取り料金の周知の際に注意する。

#### 3-1-1 仮設トイレの設置

##### 計画担当

##### (1) 必要数を推計する

- ・市町災害廃棄物処理計画に記載の仮設トイレ数を確認する。
- ・避難所の避難者数、下水道等の被災状況から仮設トイレ数を修正する。

◆ (参照) 市町災害廃棄物処理計画による仮設トイレ地区別配置計画

◆ (参考資料) 02 仮設トイレ必要基数計算方法 (参-2 ページ)

##### (2) 必要数を確保する

- ・備蓄トイレや、プッシュ型支援によるトイレの数、種類を確認。
- ・必要な仮設トイレの種類が変わるため、設置場所や使用者の状況（水洗可否、バリアフリー配慮、マンホール有無、設置スペースの広さなど）を確認する。
- ・国、県、他自治体、協定等締結団体に支援要請
- ・仮設トイレ業者等に連絡

◆ (参考資料) 03 仮設トイレの種類 (参-3 ページ)

◆ (様式例) 11 廃棄物関連事業者、協定締結団体等一覧及び被害状況 (様-28 ページ)

##### 経理担当

##### (3) 仮設トイレの設置契約

##### 処理担当

##### (4) 搬送し設置する

- ・仮設トイレ設置指示（場所、トイレ種類等）

### 3-1-2 し尿処理体制の確立

#### 計画担当

##### (1) 収集経路を確認

- ・ 2-1 で収集した道路、し尿処理施設の被災状況に応じ運搬経路を確認する。
- ・ 有料道路の料金が減免される場合もあるので確認する。

##### (2) 収集車両必要数を推計

- ・ 収集経路、仮設トイレのし尿収集必要量から必要となる収集車両数を推計する。

◆ (参考資料) 04 し尿収集必要量計算方法 (参-5 ページ)

##### (3) 処理体制の確立

- ・ 2-2 で収集した収集運搬車両、収集運搬業者の被災状況に応じて処理体制を手配する。

◆ (様式例) 11 廃棄物関連事業者、協定締結団体等一覧及び被害状況 (様-28 ページ)

#### 処理担当

##### (4) 作業場所の指示

- ・ 仮設トイレの汲み取りについては、避難所からの情報を踏まえて業者に汲み取り場所を指示する。(仮設トイレは移動することがある。)
- ・ 被災家屋の汲み取りは、浸水区域であることを確認のうえ実施する。

### 3-1-3 協定締結団体等への応援要請

#### 総務担当

##### (1) 協定締結団体等に応援を要請する

- ・ 次のような通常の処理体制で対応困難な場合等は、協定締結団体等に支援要請する。

→施設被災や道路断絶等によりし尿処理施設が使用不可能な場合

→道路断絶しているが他市町からであれば汲み取りに行ける場合

→収集運搬車両が不足する場合 など

- ◆ (様式例) 03 民間事業者との支援協定 (様-3 ページ)
- ◆ (様式例) 12 応援要請文書 (市町等あて) (様-30 ページ)
- ◆ (参考資料) 05 平成30年7月豪雨の際の応援要請文書例 (し尿) (参-6 ページ)
- ◆ (様式例) 11 廃棄物関連事業者、協定締結団体等一覧及び被害状況 (様-28 ページ)

## (2) 県を通じて応援を要請する

- ・ 県では、(公社)愛媛県浄化槽協会との間で「災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する協力協定」を締結しており、県を通じて応援要請が可能になっている。
- ・ 上記の他、「(参考資料)06」のような、災害時の協定がある。

- ◆ (参考資料) 06 県が締結している災害関連協定 (参-8 ページ)
- ◆ (様式例) 13 応援要請文書 (県あて) (様-34 ページ)

### 経理担当

- (3) 常時の契約で対応できない場合は、適宜収集運搬契約を締結する。

## 3-1-4 広域処理

- ・ 3-1-3の要請の結果、県内外の他市町にあるし尿処理施設で広域処理を行うことになった場合は、内部での情報共有、文書の取り交わしや契約、廃棄物処理法に基づく手続きを行う。

### 総括責任者

- (1) 他自治体での処理を、首長や災害対策本部と情報共有

### 総務担当

- (2) 基本協定締結

- ◆ (様式例) 14 広域処理に係る基本協定書 (様-35 ページ)

- (3) 委託契約

- ◆ (様式例) 15 広域処理に係る契約書 (様-37 ページ)

(4) 廃棄物処理法に基づく通知文書

◆ (様式例) 16 廃棄物処理法に基づく通知文書 (様-43 ページ)

### 3-1-5 住民等への周知

#### 総務担当

(1) 避難所等に対して仮設トイレの使用方法を周知する

◆ (様式例) 17 仮設トイレ使用方法チラシ (様-44 ページ)

(2) 住民に対してし尿の収集計画を周知する

◆ (様式例) 18 被災便槽汲み取りの住民向け周知文例 (様-46 ページ)

- ・マスコミ、掲示、広報誌、防災無線、インターネットなどの利用が考えられるが、状況によって選択する。



### 3 早期対応が必要な廃棄物への対応（生活ごみ）

#### 3-2生活ごみ

##### 3-2-1生活ごみ発生量の推計

###### 計画担当

(1) 避難所からの生活ごみ発生量の推計

- ・避難所からの生活ごみ発生量を推計するとともに、被災により生活ごみの発生が見込まれない地域を確認する。

◆ (参照) 市町災害廃棄物処理計画による避難所ごみ発生量推計

◆ (参考資料) 07 避難所ごみ量推計方法 (参-11 ページ)

##### 3-2-2生活ごみ処理体制の確立

###### 計画担当

(1) 収集経路を確認

- ・2-1で収集した道路、ごみ処理施設の被災状況に応じ運搬経路を確認する。
- ・有料道路の料金が減免される場合もあるので確認する。

(2) 収集車両必要数を推計

- ・収集経路、ごみ収集必要量から必要となる収集車両数を推計する。

(3) 処理体制の確立

- ・2-2で収集した収集運搬車両、収集運搬業者の被災状況に応じて処理体制を手配する。

◆ (様式例) 10 災害等廃棄物及び廃棄物処理施設の被害状況 (様-26 ページ)

###### 処理担当

(4) 作業場所の指示

- ・避難所からの情報を踏まえて業者に収集場所を指示する。

### 3-2-3 協定締結団体等への応援要請

#### 総務担当

(1) 協定締結団体等に応援を要請する

- ・次のような通常の処理体制で対応困難な場合等は、協定締結団体等に支援要請する。

- 施設被災や道路断絶等によりごみ処理施設が使用不可能
- 道路断絶しているが他市町からであればごみ収集に行ける
- 収集運搬車両が不足する など

◆ (様式例) 03 民間事業者との支援協定 (様-3 ページ)

◆ (様式例) 11 廃棄物関連事業者、協定締結団体等一覧及び被害状況 (様-28 ページ)

◆ (様式例) 12 応援要請文書 (市町等あて) (様-30 ページ)

(2) 県を通じて応援を要請する

- ・他自治体での処理の調整を県に依頼する場合は、県に連絡する。

◆ (参考資料) 06 県が締結している災害関連協定 (参-8 ページ)

◆ (様式例) 06 応援要請文書 (県あて) (様-34 ページ)

#### 経理担当

(3) 常時の契約で対応できない場合は、適宜収集運搬契約を締結する。

### 3-2-4 広域処理

- ・3-2-3の要請の結果、県内外の他市町にあるごみ処理施設で広域処理を行うことになった場合は、内部での情報共有、文書の取り交わしや契約、廃棄物処理法に基づく手続きを行う。

#### 総括責任者

(1) 他自治体での処理を、首長や災害対策本部と情報共有

#### 総務担当

(2) 基本協定締結

◆ (様式例) 14 広域処理に係る基本協定書 (様-35 ページ)

(3) 委託契約

◆ (様式例) 15 広域処理に係る契約書 (様-37 ページ)

(4) 廃棄物処理法に基づく通知文書

◆ (様式例) 16 廃棄物処理法に基づく通知文書 (様-43 ページ)

### 3-2-5 住民等への周知

#### 総務担当

(1) 避難所等に対し分別方法の周知をする

- ・特に腐敗性ごみ、感染性廃棄物、スプレー缶や燃料缶等危険物の分別は周知する。

◆ (様式例) 19 避難所ごみ分別チラシ (様-47 ページ)

(2) 住民に対して生活ごみの収集計画を周知する

◆ (様式例) 20 ごみ収集の住民向け周知文例 (様-48 ページ)

- ・マスコミ、掲示、広報誌、インターネットなどの利用が考えられるが、状況によって選択する。

### 3-2-6 悪臭、害虫、危険物対策等の実施

#### 処理担当

- ・腐敗性のごみは、分別保管し早急に搬出する。搬出先の確保が困難な場合は、生活環境から離れた場所に仮置きすることも検討する。
- ・避難所等からの感染性廃棄物は、専用容器等により安全に保管する。回収方法について医療担当との調整を行う。
- ・スプレー缶、ガスカートリッジ、燃料缶等の危険物は直射日光の当たらない冷暗所などで安全に保管する。

### 3 早期対応が必要な廃棄物への対応（片づけごみ）

#### 3-3片づけごみ（災害廃棄物）の収集運搬

##### 3-3-1 仮置場と処分先の確保（手順4、手順5）

**総務担当** **計画担当** **処理担当** **経理担当**

- ・片づけごみが発生する前に、手順『4 処理方針の検討・決定』及び、手順『5 仮置場の確保』により必要に応じて仮置場を設置する。
- ・片づけごみの発生タイミング
  - 津波、水害、土砂災害（雨によるもの）：水が引いた後、雨が止んだ後すぐ
  - 地震：余震が収まった後（発生ピークは遅め）
- ・災害廃棄物が膨大な場合は腐敗物以外の処分方法検討（手順4-2から4-5）を後回しにし、仮置場への搬入を優先する。
- ・道路啓開で発生した廃棄物や土砂、河川や農地の土砂や流木は、他の補助対象となる場合があるので通常の片づけごみと分けて保管する。

##### 3-3-2 片づけごみ収集運搬体制の確立

**計画担当**

###### （1）収集経路を確認

- ・2-1で収集した道路、ごみ処理施設の被災状況に応じ運搬経路を確認する
- ・有料道路の料金が減免される場合もあるので確認する。
- ・被災状況により応急対応時点では、次の収集パターンが考えられる。

###### ア 仮置場がない場合

→ 被災場所から処分先

###### イ 仮置場がある場合

→ 被災場所から一次仮置場

- ・被災場所において勝手仮置場が発生する場合は、現地確認等により状

況を把握し、収集経路に組み込む。

**計画担当** **処理担当**

(2) 収集運搬体制の確立

- ・ 2-2 で収集した収集運搬車両、収集運搬業者の被災状況に応じて処理体制を手配する。

- ・ 片づけごみの収集には平ボディトラック、深ダンプが必要になる。

◆ (様式例) 10 災害等廃棄物及び廃棄物処理施設の被害状況 (様-26 ページ)

◆ (参照) 市町災害廃棄物処理計画による分別・処理・再資源化方法

- ・ 災害派遣されている場合、災害対策本部を通じて自衛隊の協力を得られる可能性もある。

### 3-3-3 協定締結団体等への応援要請 (収集運搬について)

**総務担当**

(1) 協定締結団体等に応援を要請する

- ・ 収集運搬車両が不足する場合などは、協定締結団体等に支援要請する。

◆ (様式例) 11 廃棄物関連事業者、協定締結団体等一覧及び被害状況 (様-28 ページ)

**【市町マニュアル作成にあたって】**

- ・ 様式例 04 には、通常時に委託している業者及び、協定がある場合の相手方について記載して下さい。県が協定を結んでいる業者については様式に記載済みです
- ・ 市町と産業廃棄物協会支部で協定を締結し、保有車両や処理品目について情報交換を行うことや、収集運搬であれば建設業協会支部との協定も有効です。

◆ (様式例) 03 民間事業者との支援協定 (様-3 ページ)

(2) 県を通じて応援を要請する

- ・ 県では、(一社) えひめ産業廃棄物協会との間で「災害時における廃棄物処理の協力に関する協定」を締結しており、県を通じて応援要請が可能になっている。

◆ (参考資料) 06 県が締結している災害関連協定 (参-8 ページ)

◆ (様式例) 13 応援要請文書 (県あて) (様-34 ページ)

#### 経理担当

(3) 常時の契約で対応できない場合は、適宜契約を締結する。

- ・協定がある場合などは、理由を整理のうえ随意契約になることが見込まれるが、応急対応時期が過ぎた段階で契約方法を再確認すること。

◆ (様式例) 21 片づけごみ収集運搬契約書例 (様-49 ページ)

★一般廃棄物処理業の許可がない業者への委託にあたっては、  
4-5 を必ず確認すること。

### 3-3-4 住民等への周知

#### 総務担当

(1) 住民等に対し片づけごみについて周知する

- ・片づけごみの分別方法。特に腐敗性ごみ (冷蔵庫内の生ごみを含む)、感染性廃棄物、スプレー缶や燃料缶等危険物の分別は周知する。
- ・片づけごみの搬出方法、収集計画
- ・仮置場の場所、搬入方法
- ・マスコミ、掲示、広報誌、インターネットなどの利用が考えられるが、状況によって選択する。

◆ (様式例) 08 住民、ボランティア向けチラシ (様-23 ページ)

### 3-3-5 悪臭、害虫、危険物対策の実施

#### 処理担当

(1) 悪臭、害虫の発生防止対策

- ・作業従事者に対し、腐敗しやすいもの (生もの、濡れた畳、水産加工物、肥料原料) の優先回収品目を指示する。その後優先的に処分。
- ・害虫が発生した場合は、薬剤散布等を検討する。

◆ (参考資料) 08 腐敗性廃棄物の処理 (参-12 ページ)

(2) 有害、危険物対策

- ・作業従事者に対し、有害、危険物等が他の片づけごみと混ざらないように収集するよう指示する。その後安全に管理し、優先的に処分。

◆ (参考資料) 09 有害・危険物等の処理 (参-13 ページ)

(3) 保護具の着用

- ・作業従事者に保護具着用を指示する。(ヘルメット、防じんマスク、ゴーグル、安全靴など)

◆ (参考資料) 10 防じんマスクについて (参-14 ページ)

- ・作業従事者に、住民向けに周知した内容(分別等)も忘れずに伝える。

◆ (様式例) 08 住民、ボランティア向けチラシ (参-23 ページ)

## (参考) 津波災害で発生する廃棄物について

- ・津波、水害で水分を含んだ廃棄物(畳、可燃物、木くず)は腐敗による悪臭、害虫、発火の可能性があるため、優先的に処理する。
- ・水産加工工場からの魚介類が災害廃棄物となった場合、迅速に対応しないと著しい生活環境悪化をもたらすので、速やかに対応する。
- ・漁具、漁網は複合素材かつ長大で処理が難しく、さらに金属類溶出の懸念があるため市町の処分場での埋立処分等を検討する。
- ・津波堆積物が大量に発生するが、すぐには処理できない。長期保管になることを見越しつつ、他事業と区分できるように保管する。

## 4 処理方針の検討・決定

### 4-1 災害廃棄物発生量の推計

#### 計画担当

- (1) 災害廃棄物発生量を推計する
  - ◆ (様式例) 05 災害廃棄物量等の推計方法 (様-10 ページ)
  - ◆ (参考資料) 11 災害廃棄物量推計方法 (参-15 ページ)
- (2) 推計量を県に連絡
  - ◆ (様式例) 10 災害等廃棄物及び廃棄物処理施設の被害状況 (様-26 ページ)

状況によっては、手順を飛ばして「4-6 仮置場の必要面積算出」及び「5 仮置場の確保」に進み、仮置場への搬入を優先する。

- ・災害廃棄物量が膨大で明らかに処理能力が不足する場合
- ・処理能力に関する情報が得られない場合 など。

その場合でも、腐敗物の処理は優先して行う。また、手順4-2から手順4-5は、仮置場運営開始後に改めて行う。

### 4-2 市町内施設の処理能力確認

#### 計画担当

- (1) 処理施設に連絡し、災害廃棄物の処理可能量を把握する。

### 4-3 協定締結団体、民間事業者への応援要請 (処理について)

#### 総務担当

- (1) 協定締結団体、民間事業者等に応援を要請する
    - ・次のような通常の処理体制で対応困難な場合などは、協定締結団体等に支援要請する。
- 施設被災や道路断絶等によりごみ処理施設が使用不可能



→市町施設で処理できない（能力不足、取り扱えない性状 など）

◆（様式例）11 廃棄物関連事業者、協定締結団体等一覧及び被害状況（様-28 ページ）

◆（様式例）03 民間事業者との支援協定（様-3 ページ）

（2）県を通じて応援を要請する

- ・県では、（一社）えひめ産業廃棄物協会との間で「災害時における廃棄物処理の協力に関する協定」を締結しており、県を通じて応援要請が可能になっている。

◆（参考資料）06 県が締結している災害関連協定（参-8 ページ）

◆（様式例）06 応援要請文書（様-30、様-34 ページ）

#### 4-4 広域処理

- ・4-3 の要請の結果、県内外の他市町にある処理施設で広域処理を行うことになった場合は、内部での情報共有、文書の取り交わしや契約、廃棄物処理法に基づく手続きを行う。

##### 総括責任者

（1）他自治体での処理を、首長や災害対策本部と情報共有

##### 総務担当

（2）基本協定締結

◆（様式例）14 広域処理に係る基本協定書（様-35 ページ）

（3）委託契約

◆（様式例）15 広域処理に係る契約書（様-37 ページ）

（4）廃棄物処理法に基づく通知文書

◆（様式例）16 廃棄物処理法に基づく通知文書（様-43 ページ）

#### 4-5 処分方法の選定

##### 計画担当

（1）処分方法を選定する

- ・市町災害廃棄物処理計画で定めた分別、処理、再資源化方法や、確保できた処分先により、中間処理、最終処分などの処分方法、処分先を選定する。

◆ (参照) 市町災害廃棄物処理計画による分別・処理・再資源化方法

- ・一般廃棄物処理施設の許可状況や取扱品目については、後段に(参考)として示した県のホームページの処理業者情報の事前印刷や、許可担当部署への照会で確認する。
- ・災害廃棄物(一般廃棄物)の処理のためには、施設許可と業許可が必要だが、業許可については市町が委託する場合には不要になる。
- ・委託の際には、廃棄物処理法の委託基準、特に欠格要件に注意する。
- ・処分先を選定するにあたっては、補助金の活用を見込んで選定方法に注意する。(随意契約理由の整理、複数見積など)

◆ (参考資料) 13 処分方法の例 (参-17 ページ)

◆ (参考資料) 14 災害廃棄物補助金に関する留意事項 (参-18 ページ)

◆ (様式例) 22 片づけごみ処分契約書例 (様-52 ページ)

◆ (参考資料) 15 一廃処理施設設置許可の手続き一覧 (参-25 ページ)

- ・仮置場内での中間処理、廃棄物混合土砂や津波堆積物の分別利用については、初動対応が落ち着いたタイミングで検討する。

## 4-6 仮置場の必要面積算出

### 計画担当

- (1) 災害廃棄物推計量をもとに仮置場の必要面積を算定する。

◆ (参考資料) 17 仮置場面積算出方法 (参-31 ページ)

◆ (参考資料) 18 災害廃棄物の比重一覧 (参-32 ページ)

## (参考) 県ホームページ等における処理業者情報

※災害時はインターネットが不通になるので、定期的に印刷しておく。

- ・愛媛県 循環資源交換情報

<https://www.pref.ehime.jp/h15700/4731/junkan/index.html>

- ・愛媛県 産業廃棄物処理業者名簿

<https://www.pref.ehime.jp/h15700/4731/junkan/index.html>

- ・愛媛県 家電リサイクル法 ホームページ

<https://www.pref.ehime.jp/h15700/4731/hou/kaden.html>

- ・環境省 一般廃棄物処理実態調査（自治体の施設情報）

[http://www.env.go.jp/recycle/waste\\_tech/ippan/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/index.html)

### 【市町マニュアル作成にあたって】

- ・マニュアル作成時に印刷して、マニュアルと同じファイルに保管して下さい。

## 5 仮置場の確保（一次仮置場）

### 5-1 仮置場候補地の選択

#### 総括責任者

##### （1）仮置場設置の決定

- ・被災状況や「4 処理方針の検討・決定」の情報をもとに仮置場設置を首長や災害対策本部と協議して決定する。
- ・仮置場設置を指示

#### 計画担当

##### （2）仮置場候補地の選定

- ・仮置場を設置する場合、災害廃棄物処理計画で選定済みの仮置場候補地から、候補地、搬入ルート of 被災状況（がけ崩れ、水没等）、仮設住宅用地の利用計画に注意して仮置場を選択する。

◆（参照）市町災害廃棄物処理計画による仮置場候補地リスト

◆（様式例）04 仮置場候補地リスト（様-6 ページ）

#### 【市町マニュアル作成にあたって】

市町災害廃棄物処理計画で選定したリストを添付して下さい。なお、発災時に混乱を招くおそれも考えられるため、公表については各市町で検討してください。

### 5-2 仮置場での分別方針決定

#### 計画担当

##### （1）分別種類の決定

- ・市町災害廃棄物処理計画で定めた分別、処理、再資源化方法に従って、仮置場内での分別種類を決定する。

◆（参照）市町災害廃棄物処理計画による分別・処理・再資源化方法

◆（参考資料）18 平成30年7月豪雨の際の分別、処理フロー事例（参-37 ページ）

## (2) 仮置場の受け入れ種類の決定

- ・仮置場の広さが十分でない場合には、混合ごみの発生を防止するため搬入可能な種類を制限する。

### 5-3 仮置場内の配置決定

#### 計画担当

#### (1) 仮置場内の配置を決定する

- ・分別種類ごとの廃棄物推計量から、置き場所を決める。
- ・渋滞回避策（左折入場、場内一方通行など）、盗難・不法投棄対策（囲い、門扉など）を検討する。

◆ (参考資料) 19 仮置場の配置事例 (参-38 ページ)

### 5-4 必要資機材の確保

#### 計画担当

#### (1) 必要な資機材の確認

- ・参考資料から、必要な資機材を確認する。(土壌汚染対策のための敷き鉄板、保管場所の遮水シート等)
- ・熱中症や防寒対策のため休憩場所に配慮する。

◆ (参考資料) 21 仮置場の必要資機材 (参-41 ページ)

#### (2) 調達方法の検討

- ・必要な資機材を確保したうえで直営とするか、資機材確保を含めて仮置場での作業を委託するか等を検討し、決定する。
- ・資機材確保から運営管理までを委託する場合は、5-6を参照。

#### 総務担当

#### (3) 応援要請

- ・所有する資機材が不足する場合は、資機材の確保について、協定締結団体等に応援を要請

### 経理担当

- (4) 資機材賃借等の契約

## 5-5 運営管理体制の確立

### 計画担当

- (1) 運営管理体制を決定

参考資料や下記の観点から、運営管理体制を決定する。特に、混合廃棄物は後工程の処理を遅らせるので、確実に分別されるように積み下ろしを確認、指導する。

- ・ 分別指導の実施体制（混合ごみ発生防止）
- ・ 仮置場への搬入車両管理（不法投棄、便乗ごみの防止）
- ・ 仮置場からの搬出車両管理（搬出廃棄物量管理）
- ・ 安全管理（出入口、場内の誘導）

◆（参考資料）22 仮置場管理の必要人員（参-42 ページ）

- (2) 必要人員を決定

- ・ 実施体制及び、仮置場規模から必要になる人員数を把握する。

### 総務担当

- (3) 必要人員の確保

- ・ 直営で対応する場合には、必要人員配置の市町内部調整を災害対策本部に依頼する。
- ・ 運営管理を委託する場合は、5-6を参照。

### 処理担当

- (4) 管理上の注意点の周知等

- ・ 従事者に対して、管理上の注意点を周知する
- ◆（様式例）08 住民、ボランティア向けチラシ（様-23 ページ）
- ◆（参考資料）09 有害・危険物等の処理（参-13 ページ）
- ◆（参考資料）10 防じんマスクについて（参-14 ページ）
- ◆（様式例）24 仮置場設置についての住民説明資料（様-69 ページ）

- ・受入時に便乗ごみ（災害廃棄物に便乗した通常のごみ）が持ち込まれないよう指導する。
- ・受入開始前に分別種類ごとに少量の廃棄物を搬入しておき、「見せごみ」として分別の見本とする。
- ・仮置場では不法投棄の他、有価物の窃盗などの発生も考えられるため夜間は施錠し、警察へのパトロールの依頼等を検討する。
- ・悪天候時は災害廃棄物の飛散の恐れがあるので、ネット等で防止する。

## 5-6 仮置場管理の外部委託

**総括責任者** **計画担当** **総務担当**

### (1) 外部委託方針の決定

- ・市町内の人員が不足する場合などは、資機材調達及び仮置場運営管理の外部委託を検討し、方針決定する。

**総務担当**

### (2) 協定締結団体、民間事業者等に応援を要請する

- ◆ (様式例) 11 廃棄物関連事業者、協定締結団体等一覧及び被害状況 (様-28 ページ)

【市町マニュアル作成にあたって】

- ・協定がある場合、協定に基づいて記載して下さい。
- ・市町と産業廃棄物協会支部で協定を締結し、保有車両や重機について情報交換を行うことも有効です。

- ◆ (様式例) 03 民間事業者との支援協定 (様-3 ページ)

### (3) 県を通じて応援を要請する

- ・県では、(一社) えひめ産業廃棄物協会との間で「災害時における廃棄物処理の協力に関する協定」を締結しており、県を通じて応援要請が可能になっている。

- ◆ (参考資料) 06 県が締結している災害関連協定 (参-8 ページ)

- ◆ (様式例) 25 仮置場用地に関する応援要請 (様-72 ページ)

#### 経理担当

##### (4) 運営管理委託契約

- ・廃棄物処理法により、非常災害時は処理の再委託が可能だが、再々委託はできないので注意

◆ (様式例) 21 仮置場運営管理契約書例 (様-57 ページ)

## 5-7 周辺住民への説明

#### 総務担当

##### (1) 周辺住民への説明

- ・仮置場を設置することについて、設置場所の周辺住民へ安全管理、環境配慮方法、管理方法などを含めて説明する。

◆ (様式例) 24 仮置場設置の住民説明資料 (様-69 ページ)

## 5-8 (設置後に継続的に実施) 仮置場追加等の検討

#### 計画担当

#### 処理担当

仮置場が満杯になると、仮置場内での混合ごみの発生、仮置場周辺への放置が発生するため、設置後は、「第3章1-1 仮置場の整理と報告」により、こまめに情報を把握し、追加、閉鎖、統合を検討する。



## 第3章 初動対応後の主な業務

### 1 災害廃棄物処理実行計画の策定と実行

#### 1-1 仮置場の整理と報告

##### 処理担当

##### (1) 搬入済廃棄物量の把握

- ・仮置場に搬入済みの廃棄物量を種類ごとに実測等で把握する。

##### ◆ (参考資料) 18 災害廃棄物の比重一覧 (参-22 ページ)

※津波災害の場合、水分、塩分が焼却やリサイクルなどの処分先選定に影響を及ぼす場合があるので、併せて調査する。

※この時点の搬入済廃棄物量と種類から、全体の廃棄物発生量を再推計する場合もある。

##### 総括責任者

##### (2) 使用停止する仮置場を判断

- ・仮設住宅に近接など、周辺状況により使用停止を判断する。

##### 計画担当

##### (3) 今後使用する仮置場を選定

- ・今後見込まれる搬入量、仮置場間での廃棄物運搬、仮置場廃止等を勘案し、追加仮置場または閉鎖仮置場を判断し、今後使用する仮置場を選定する。

##### (4) 追加仮置場の確保

- ・追加が必要な場合、仮置場リストから選択し、手順『5 仮置場の確保』と同様の手順で仮置場を確保する。

##### 総務担当

##### (5) 応援要請

- ・仮置場が不足する場合、県有地の活用等について県に応援要請する。

##### ◆ (様式例) 25 仮置場用地に関する応援要請 (様-71 ページ)

##### (6) 仮置場状況について、県に報告

◆ (様式例) 26 仮置場報告様式 (様-72 ページ)

## 1-2 市町内施設の処理能力確認

### 計画担当

第2章 手順4-2に同じ

## 1-3 民間事業者への協力要請

### 総務担当

第2章 手順4-3に同じ

## 1-4 広域処理

### 総括責任者 総務担当

第2章 手順4-4に同じ

## 1-5 処分方法の選定

### 計画担当

第2章 手順4-5に同じ

さらに、処分先に合わせて仮置場内での中間処理を検討する。

仮置場内での中間処理は、一般廃棄物処理施設を持つ業者への委託や、施設の設置と処理方法の提案を含めてプロポーザルにより委託する例がある。

## 1-6 基本方針の作成、協議

### 計画担当

(1) 基本方針の作成

- ・ 検討内容に基づき、災害廃棄物推計量、分別・処理・リサイクル方法、工程表を作成し、基本方針素案(処理方針案)を作成する。

### 総括責任者

#### (2) 基本方針の協議

- ・基本方針素案を、首長、災害対策本部などに報告、協議し、処理方針を決定する

## 1-7 災害廃棄物処理実行計画の作成

### 計画担当

#### (1) 災害廃棄物処理実行計画の作成

- ・基本方針をもとに、必要事項を追加して計画を作成する。

◆ (様式例) 06 災害廃棄物処理実行計画 (様-11 ページ)

◆ (様式例) 07 災害廃棄物処理実行計画 (概要版) (様-22 ページ)

◆ (参考資料) 24 災害廃棄物処理実行計画の記載事項 (参-45 ページ)

◆ (参考資料) 25 災害廃棄物処理実行計画の例 (参-46 ページ)

- ・市町職員で対応が困難な場合は、作成支援業務について外部委託を検討する。

## 1-8 関係機関への周知、共有

### 総務担当

#### (1) 関係機関への周知

- ・県に連絡、関係機関に周知、ホームページで公表する。

## 1-9 計画の見直し指示

### 総括責任者

#### (1) 継続的な検討の指示

- ・処理の進捗、災害廃棄物推計量の変化などの状況の変化に合わせて1-1から1-5を繰り返し検討することを指示する。

#### (2) 計画見直しを指示

- ・処理期間の変更など、計画の記載内容に大きな変更が見込まれる場合は、計画の見直しを指示する。

## 2 損壊家屋等の解体撤去

### 2-1 制度の確認等

**総務担当** **経理担当**

#### (1) 補助制度の確認

- ・全壊家屋の解体撤去は災害廃棄物処理事業の補助対象になるが、半壊家屋の解体撤去が補助対象となる場合もあるので通知等を確認する。
- ・災害廃棄物処理事業で実施する場合、解体行為を伴うとしても「廃棄物の撤去」と解されるので、再々委託できないことに注意する。
- ・損壊家屋等は私有財産のため、市町が解体撤去する場合は原則として所有者の意思確認が必要になる。
- ・工事積算等に土木職員が必要になるので手配する。

 (参考資料) 26 損壊家屋の解体撤去手続 (モデル) (参-59 ページ)

**総括責任者**

#### (2) 公費による解体撤去の実施を指示

### 2-2 家屋解体申請受付


**総務担当**

#### (1) 関係職員への制度周知

- ・申請窓口担当職員、解体工事担当職員に制度内容を周知する。
- ・窓口設置の周知直後から問い合わせが殺到するため、事前確認を徹底する。

#### (2) 申請窓口を設置

- ・対象が多い場合は、業者委託によるコールセンター設置を検討する。

 (様式例) 27 家屋解体受付コールセンター設置契約書例 (様-73 ページ)

(3) 住民に周知

- ・公費解体の実施、窓口の設置を住民に周知する。

◆ (様式例) 28 家屋解体の住民向け周知文例 (様-91 ページ)

## 2-3 現地調査

### 計画担当 処理担当

(1) 所有者立会での確認

- ・解体範囲の確認
- ・貴重品、思い出の品等の確認と、事前搬出の所有者への指示

(2) 解体対象建物の調査

- ・アスベスト疑い建材、危険物の有無
- ・土壁や瓦屋根が多いなどの処分先選定のための情報収集
- ・解体前の状況の写真記録 など

◆ (参考資料) 27 アスベストの処理について (参-60 ページ)

◆ (参考資料) 09 有害・危険物等の処理 (参-13 ページ)

## 2-4 解体工事発注

### 計画担当

(1) 優先的な解体対象の選定

- ・アスベスト使用のため優先、倒壊の危険があるため優先、など。

(2) 解体工事費の積算

- ・土木職員の対応とする。
- ・対象が多い場合は単価設定を検討する。
- ・補助金の活用に支障がないよう、数量、単価根拠を整理する。

(3) 解体ごみの処分先決定

- ・処理業者への直接搬出または、仮置場で一定量集積後搬出など、費用比較、解体現場の立地条件等から検討する。
- ・運搬費込みでの処分費用を複数業者間で比較する。

- ・処理業者の受け入れ条件に応じた仮置場での中間処理を検討する。

#### 経理担当

##### (4) 工事を発注する

- ・業者選定にあたっては補助金の活用に支障がないよう、選定方法に注意する。

 (参考資料) 14 災害廃棄物補助金に関する留意事項 (参-18 ページ)

## 2-5現場監理

#### 処理担当

- (1) 解体工事には、所有者の立会いを求める。
- (2) 件数が多い場合などは、現場監理に業者委託を活用する。

## 2-6完了確認


#### 処理担当

- (1) 業務完了報告書の受理
- (2) 工事完了確認

## 2-7補助金申請対応

#### 経理担当

- (1) 補助金申請に備えて、必要書類を整理する。
  - ・工事前中後の写真、設計図書、業者選定資料、契約書など

 (参考資料) 14 災害廃棄物補助金に関する留意事項 (参-18 ページ)